

平成 19 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 遠 州 ト ラ ッ ク 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 澤 田 邦 彦 (JASDAQ・コード 9057)

問合せ先

役職・氏名 取締役管理本部長兼経理部長 寺 田 正 彦

電話 0538-42-1111

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 21 日開催予定の第 42 回定時株主総会に、「定款の一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業拡大と多角化に備え、「目的」に新たな事業内容を加えるものです。(変更 案第2条)
- (2) 執行役員制度の導入に伴い、取締役の員数、役付取締役について所要の変更を行うものです。(変更案第19条、第22条)
- (3) 役員報酬体系の見直しの一環として、役員賞与を報酬に含めることに決定したことに 伴う修正です。(変更案第28条)
- (4) 社外取締役の招聘を容易にし、もってコーポレートガバナンスの向上に資するため、 その責任を法令の範囲内に軽減する契約を締結できる旨の「社外取締役の責任免除」 を定めるものです。なお、本条項の新設については各監査役の同意を得ております。(変 更案第29条)
- (5) 上記のほか、会社法に則った字句の修正・削除、並びに条数の変更等を行うものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
現 17 定 款	第1章 総 則 (商号) 第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 (現行どおり)  1. (現行どおり)  2. (周上) 3. (同上) 4. (同上) 5. (同上)
業 6. 自動車整備事業 7. 情報処理に関する研究開発およびソフトウェア販売事業 8. 産業廃棄物処理業 9. 労働者派遣事業 (新設) (新設) (新設) 10. 上記の各号に附帯する一切の業務 第3条 (条文省略) ~ 第5条 (条文省略)	6. (同上) 7. (同上) 8. (同上) 9. (同上) 10. 通関業 11. 部品等製造および組立加工業 12. (現行どおり) 第3条 (現行どおり) ~ 第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 17,600,000 株とする。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 17,600,000株とする。 第7条 (現行どおり) ~ 第18条 (現行どおり)

現 行 定 款		変 更 案	
(員数)	第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会 (員数)	
第 19 条	当会社の取締役は、12 名以内とす	第 19 条 当会社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とす	
	る。	<u></u> る。	
	(条文省略)	第 20 条 (現行どおり)	
1	(条文省略)	第 21 条 (現行どおり)	
(代表取締役および役付取締役)		(代表取締役および役付取締役)	
第 22 条	取締役会は、その決議によって代表 取締役を選定する。	第 22 条  (現行どおり) 	
2		2 取締役会は、その決議によって、取	
	締役会長、取締役社長各1名、取締役	締役会長、取締役社長各1名を選定す	
	副社長、専務取締役、常務取締役各若	ることができる。	
	<u>干名</u> を選定することができる。		
第 23 条	(条文省略)	第 23 条 (現行どおり)	
~ 第 27 条 (報酬等	(条文省略) )	〜 第 27 条 (現行どおり) (報酬等)	
第 28 条	取締役の報酬、賞与その他の職務執	第28条 取締役の報酬、その他の職務執行の	
	行の対価として当会社から受ける財	対価として当会社から受ける財産上	
	産上の利益(以下、「報酬等」という。)	の利益(以下、「報酬等」という。)は、	
	は、株主総会の決議によって定める。	株主総会の決議によって定める。	
		_(社外取締役の責任免除)	
	(新 設)	第29条 当会社は、会社法第427条第1項の	
		規定により、社外取締役との間に、任	
		務を怠ったことによる損害賠償責任 を限定する契約を締結することがで	
		きる。ただし、当該契約に基づく責任	
		の限度額は、同法第425条第1項に定	
		める最低責任限度額とする。	
第 <u>29</u> 条 ~	(条文省略)	第 <u>30</u> 条 (現行どおり)	
第 <u>37</u> 条	(条文省略)	第 38 条 (現行どおり)	
(監査役	の責任免除)	(社外監査役の責任免除)	
第 <u>38</u> 条	(条文省略)	第 39 条 (現行どおり)	
第 39 条	(条文省略)	第 40 条 (現行どおり)	
第 <u>46</u> 条	(条文省略)	〜 第 <u>47</u> 条 (現行どおり)	

## 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日平成 19 年 6 月 21 日定款変更の効力発生日平成 19 年 6 月 21 日